

# 平成○年度 ○○専用水道水質検査計画

## 1 水質検査において留意すべき事項

敷地内の深井戸より取水しているが、原水において鉄及びマンガンが基準値を検出されるため除鉄除マンガンろ過により除去し、さらに活性炭ろ過及び限外ろ過膜処理を行っている。その後、塩素消毒を行い配水槽に貯水後、配水ポンプにより各給水末端に供給している。また、クリプトスポリジウム等対策として、当施設では汚染の恐れ判断が「レベル1」であるが、「レベル2」を対策として実施する。

## 2 毎日の水質検査及び水質基準項目についての定期的水質検査に関する事項

- (1) 検査項目、採水場所及び検査回数 別紙1のとおり
- (2) 検査回数を減らす場合、その理由 別紙2のとおり

## 3 定期的検査を省略する項目及びその理由 別紙2のとおり

## 4 臨時の水質検査に関する事項

次の場合、供給する水が水質基準に適合しないおそれがあるとして、必要な検査項目について速やかに臨時の水質検査を行う。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

## 5 水質検査の委託の内容

### (1) 委託先

- ア 名称 ○○○○検査株式会社  
イ 所在地 岩手県○○市○○……  
ウ 登録番号 水道法第20条第3項登録 第 ○○号

### (2) 検査項目、頻度

定期（別紙1のとおり。）及び臨時の水質検査

### (3) 試料の採取、運搬

委託検査機関の職員が採水し、採水後12時間以内に検査をすべき項目の検査実施が可能な時間内に検査機関へ搬入する。

### (4) 委託した検査の実施状況の確認方法

水質検査の結果の根拠となる書類、精度管理の実施状況及び外部精度管理調査に係る資料、水質基準項目に関する品質管理の認証取得等に関する書類の確認等を行う。

## 6 その他水質検査の実施に際して配慮すべき事項

水質検査結果、水質基準を超えた場合または通常より高濃度の値が検出された場合には、再検査を行うとともに直ちに原因究明を行い必要な対策を講ずる。

## 水質検査計画策定に当たっての留意事項

専用水道設置者は、毎年度「水質検査計画」を定める義務があります（水道法施行規則第15条6項ほか）。水質検査計画に記載しなければならない項目は次のとおりです。

なお、検査回数の設定については、「水質検査チェックシート」を参考としてください。

### 1 水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの

原水から給水栓に至るまでの水質の状況、汚染の要因や水質管理上優先すべき対象項目等の水質管理上留意すべき事項のうち、特に水質検査計画を策定する上で関係する事項について記載します。

### 2 毎日の水質検査及び水質基準項目についての定期的水質検査に関する事項

定期的水質検査を実施する項目、採水の場所、検査の回数を記載します。さらに、検査回数を減じようとする場合には、その理由を記載します。

### 3 定期的検査を省略する項目及びその理由

検査を省略しようとする項目についてそれぞれその理由を記載します。ただし、水源の状況の変化等が無いことを確認する意味から、省略を行った項目についても概ね3年に1回程度の水質検査を実施することが望ましいと考えられます。

### 4 臨時の水質検査に関する事項

臨時の水質検査を行うための要件、水質検査を行う項目等記載します。

### 5 水質検査を委託する場合、その委託内容

自己検査を実施せずに水質検査を委託する場合には、水質検査の委託先や委託する項目等について記載します。

### 6 その他水質検査について配慮すべき事項

必要に応じ、水質検査結果の評価に関する事項や、水質検査計画の見直しに関する事項、水質検査の精度及び信頼性保証に関する事項、関係者との連携に関する事項などを記載します。